

新刊紹介

増大をもたらしていることを、さまざまな統計資料と具体的な多国籍企業の活動実態にもとづきながら解明されている。

第3章「対外不均衡を一挙に拡大したアメリカ経済」は、ボリューム的には前2章にくらべるとわずかであるが、1990年代後半以降のアメリカの対外経済不均衡がそれまでとは違った新たな段階に進んだことを、「米国経常収支赤字、米国資本の対外流出、外国資本の流入—各時期の年平均」の動向を分析し、解明している。本章では、さまざまな統計数字を加工して、アメリカ経済の動向が判りやすく図表化されており、著者の苦心のあとがうかがえる。

第4章「まとめと課題」では、以上の分析を踏まえて、「1 金融制度問題」、「2 多国籍企業問題」、「3 ドル危機問題」と焦眉の課題をめぐってどのように対応すべきかを考察されている。そこでは、銀行と金融システムにたいする公的管理と規制の再確立、国連を中心に多国籍企業への規制にかんするとりきめ、アメリカのドル撒布政策の片棒をかつがされてきた日米関係の全面的見直し等、の提案がなされている。

最後の補論「マルクスの視点からのアプローチ」では、今日の世界金融危機問題へのアプローチとしてマルクス信用論のもつ理論的意義を『資本論』の叙述に論及しながら強調されている。

著者は「あとがき」で、今日の世界経済危機を「目の前で始まった地殻変動を見る思いで(私は地質学出身なので)、毎日が熱の入った観察となった」と記されているが、そうした熱気が伝わってくる労作である。今日の複雑な金融の仕組みや金融商品、一見無味乾燥な統計数字等々が出てきて、必ずしも読みやすいとは言えないが、それは熟読玩味することによって克服されるであろう。

(2009年11月・新日本出版社・2,000円)

(あまの みつなり・常任理事・千葉商科大学名誉教授)

浅井春夫・金澤誠一編著

『福祉・保育現場の貧困 人間の安全保障を求めて』

清水 俊朗

350ページを超える本書が読みやすく感じるのは、単に文章や構成が整理されているだけでなく、全体を貫かれている問題意識が、私自身にとって十分に共感し納得できるものであるからだろう。本書は4つの章から構成されている。第1に、福祉・保育の現場の課題について貧困問題の第一人者である金澤氏が問題提起をしている。特に金澤氏が労働組合と合同で行ったアンケート調査(2007年)や「最低生計費」のデータを用いた福祉・保育労働者の実態分析は実に明晰である。次に、「人間の安全保障の行方」として、保育所、学童保育所、児童養護施設、児童相談所、福祉事務所生活保護行政、障害者施設、高齢者福祉など現場労働者の実態が報告されている。これを読むと福祉全体が人権や命の安全すら守られない状況にあることがよく分る。続いて、「福祉労働の今を問う」では、官製ワーキングプアとも言える深刻な人材確保問題、また構造改革で市場化が進み福祉労働そのものが変質しつつあるなかで、労働者や関係者が苦悩しながらも運動に取り組む姿がレポートされている。最後の章は、浅井氏が福祉・保育現場の貧困を捉える視点を指標化し、国の社会福祉政策への批判と現場の側からの政策提言を提起している。なかでも緊急措置として全福祉労働者の年収を450万円水準に引き上げ、施設等の最低基準改善のため検討会を設置すべきという提案は具体的で多くの読者の共感を得るであろう。

社会福祉基礎構造改革は、それまでも低い水準に放置されてきた福祉施策を、新自由主義的

な自己責任と市場原理に基づく制度に改変し、国民と労働者をいっそう貧困に陥れてきた。この事実は今や誰の目から見ても明らかである。

それに対する国民の運動は、障害者自立支援法を廃止させ、介護制度の再生の世論を高め、介護労働者の処遇改善については介護報酬の改定など具体的な前進を勝ち取ってきた。とりわけ介護労働者の問題が国民の介護にとって重要な問題であるという点で国民的な合意形成がされ始めたことは歴史的であった。しかし、誕生した新政権は当初の期待とは裏腹に前政権以上に構造改革路線に固執している。それに対し私たちの運動も新たな展開を求められている。

本書は、これからの福祉・保育労働者や関係者の共同の運動を結びつけるため共有すべき問題意識と課題を示唆している。同時に、憲法25条の示す理念を具体化する対場から、現在の社会福祉政策への批判と政府への責任追及ともなっている。「福祉・保育現場の現状を変えたい」と願う多くの方々にはぜひとも一読を進めたい。

(2009年6月・明石書店・2,300円)

(しみず としあき・全国福祉保育労働組合書記長)

吉岡吉典著

『ILO の創設と 日本の労働行政』

布施 恵輔

本書はすでに多くの紹介がなされているが、全労連での活動を通じて現場でILOにもかかわりがある立場で本書の紹介をしたい。

本書は国際労働基準と日本の現実を深く理解する上で欠かせない内容となっている。第一次世界大戦後、高揚する欧州の労働運動とロシア革命を背景に1919年に誕生したILO（国際労働機関）は、数々の条約や勧告を通じ国際労働基

準を世界に示してきた。昨年はILO創立90周年に当たり、「公正なグローバル化に向けたディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に関する社会対話」と題する各種行事を各国で開催した。ディーセントワークの概念で表現されるILOの歴史的使命は、男女を問わずすべての人々が自由、公平、安全保障、人間の尊厳といった条件の下で、生産的な仕事を得る機会の確保に向けたこのディーセントワーク課題は、雇用と企業、就労上の権利、社会的保護、社会対話の四つの柱で構成され、各国のみならず、地域、世界レベルでも強く支持されている。仕事は尊厳の源でなくてはならない、労働は商品でない、一部の貧困は全体の繁栄にとって危険である、といった価値を共有し、政労使は対話を続けてきた。この価値と活動が認められ、ILOは1969年にノーベル平和賞を受賞している。

日本は設立当初から常任理事国であり、第二次大戦中に一時期脱退するが現在も政労使それぞれの代表が理事を占める重要な国である。全労連の行動綱領は、基本的な目標の一に『私たちは、大幅賃上げ、全国一律最低賃金制の確立、労働時間短縮、「合理化」反対、雇用保障、働く女性の地位向上、ILO条約など国際労働基準への到達をはじめとする労働者の切実な要求の実現をめざします。』とある。労働時間、労働者・労働組合の権利、差別と平等の問題でも国際労働基準に照らし、日本の私たちの現実の遅れは日々の活動の中でも実感できる。その日本とILOとのかかわりを歴史的にひも解くことによって、今日の国際労働基準と日本の労働行政との関係を明らかにしている。

本書では、労働者のたたかひの歴史の中にILO創設を位置づけ、初期の段階から日本政府と使用者がILOの理念を無視し、ごまかしを行ってきたことが、外交資料を駆使して展開される。ILOや国際労働基準に関する解説や専門書の中で、労働者・労働組合のたたかひの歴史がILOに深くかかわっていること、日本の姿勢がいかに